

平山自治区・平和町自治区合同

# カーシェアリングを活用した 移動支援

平和町自治区説明会資料

## 【日本カーシェアリング協会とは】

東日本大震災で約6万台の車が被災した石巻。

全国から寄付いただいた車を使った助け合いから、この仕組みは生まれました。

支え合う地域を作る「コミュニティ・カーシェアリング」。

車を貸すことで人と地域を元気にする「ソーシャル・カーサポート」。

災害の時に車で困らない地域を作る「モビリティ・レジリエンス」。

石巻で生まれたこの助け合いの輪を広げ、やさしい未来をつくります。



### 3 会員構成



#### ①サービス会員

各施設への移動の支援を受ける会員

マイカーや運転免許がなく、日中に家族も不在で移動手段で苦労している方  
※チャイルドシートを設置していないので、子どもさんの同乗は不可



#### ②ボランティア会員

サービス会員の送迎を担当する会員

あくまでも自身の都合にて、運転支援に参加できる方



#### ③事務局会員

予約の受付、サービス会員とボランティアとの調整連絡を行う

### 4 活動拠点と車両の保管場所

(令和7年1月以降)

①本部 ; 平山集会所

②受付 ; (1)公式Line  
(2)平山自治区ホームページ  
(3)電話  
28-4680

③車両保管 ; 平山集会所駐車場



## 1 目 的

- ①移動で不自由な思いをされている高齢者の方々をお助けをする事。
- ②活動を通じ地域住民の繋がりの和をひろげ、自治区内における  
コミュニケーションの拡充を狙うものです。

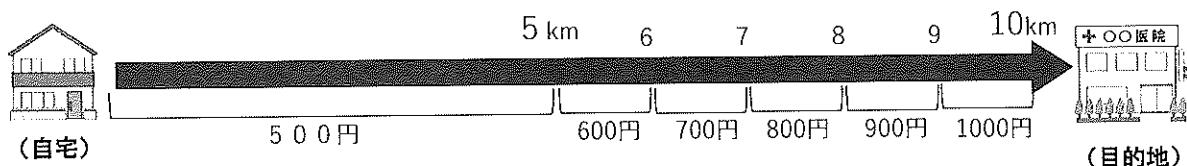
## 2 内 容

豊田市と協定している日本カーシェアリング協会より  
車両を1台リースし、平山自治区と平和町自治区にお住まいの  
高齢者とそれを支援するボランティアが共同で管理運営する。  
支援内容は、クリニック等の移動のお手伝い、親睦会参加時の送迎  
その他緊急に車両が必要とする場合などに会員が車両を有効に  
活用できるものとする。  
活動を通して、高齢者の外出機会が増え、社会から取り残されない  
地域を目指す。

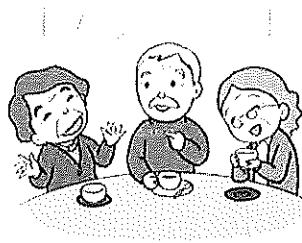
## 5 支援内容（1）

- ①送迎範囲は、原則自宅から片道10kmの範囲
- ②5km以内は1回500円の預かり金を徴収（5kmを超えると1kmにつき100円追加）
- ③現地にて30分以内で帰宅可能な場合は往復で1回とする（ただし、往復距離で精算）
- ④現地で30分以上滞在する場合は運転手が出直すため、2回と計算する（記念病院と平山集会所は除く）
- ⑤預り金は乗車人数分を徴収するが、付き添いの場合は併せて1名としてカウントする
- ⑥支援可能時間は、原則午前9時から午後4時とする（ドライバーの都合によっては時間外対応も可能）

※預かり金は年間調整後に余剰金は使用回数に応じて分配あるいは不足分の徴収をお願いします



## 5 支援内容（2）



### ①会員同士の親睦会の企画

- ・お茶飲み懇親会開催
- ・日帰りツアー（温泉、買物、観劇）



### ②意見交換会の企画

- ・会員からの意見、要望
- ・運営状況の報告

## 6 付随事業として車両レンタルサービス

移動支援が最優先となるが、車両の空きを利用した  
自治区区民への車両レンタルを実施する。

- ①利用料金 1時間につき200円+1kmにつき20円  
(借用開始から返却までに時間で精算)
- ②事故での車両保険は使用可能
- ③予約があっても、移動支援が優先する

## 7 運用について

- ① 運用規約を理解、承諾して入会申請書を提出し  
「カーシェアリング移動支援の会」が入会を認めた  
者に限り利用を許可する。
- ② 当面、平山自治区と平和町自治区の共同運用とし、  
先行する水源町自治区とは情報交換しながら  
ご指導とご協力を頂く。
- ③ 利用者からの予約は、公式Lineから24時間可能とします。  
また、平山自治区ホームページからも24時間可能。  
平山自治区事務所の電話でも受付る(火・木・土の9-12時)
- ④ リース車両は平山自治区にて保管する

## 8 入会手順

左の表の申込書に記入提出する

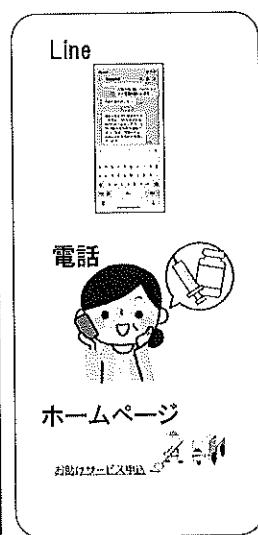
- ・本人の氏名、年齢等を記入
- ・緊急連絡者氏名を記入
- ・家族署名欄を記入（緊急連絡者と同一可）

※サービス会員、ボランティア会員とも提出ください。  
ただし、ボランティア会員は本人氏名と  
緊急連絡先のみでご家族署名は不要です。

平和行動区、平和行動出発カラーリング会利用申込書		
私は平和行動区、平和行動出発カラーリング会利用料金解説、本規約の内容を理解し、上記登録者にて登録に同意する、申し立てる。		
(1) 申込者情報		
性別	年齢	性別電話
名前	(例)	男前電話
住所	郵便番号 (市町村)	
誕生日	月	日
性別	性別	性別
年齢	年	月
性別が男女混在である場合は複数登録して下さい		
自己カラーリング会員登録登録料金の支払い方法について改めて確認して下さい		
出発日付 (例) 年月日		
性別	性別電話	
名前	男前電話	
住所	郵便番号	
都道府県	市	町
登録者登録料金の支払い方法について改めて確認して下さい		
登録料金 (例) 年月日		

## 9 予約から移動支援までの流れ

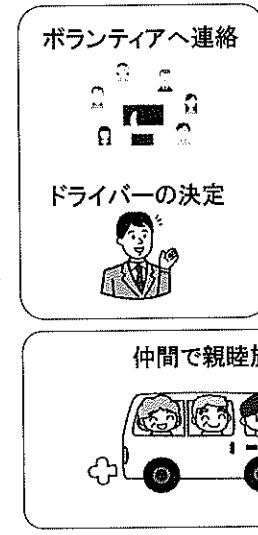
(送迎支援依頼)



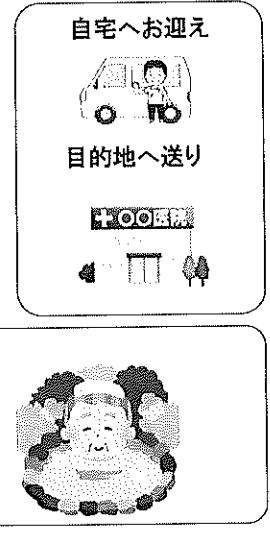
(予約可否確認)



(ドライバーへ依頼)



(送迎支援実施)

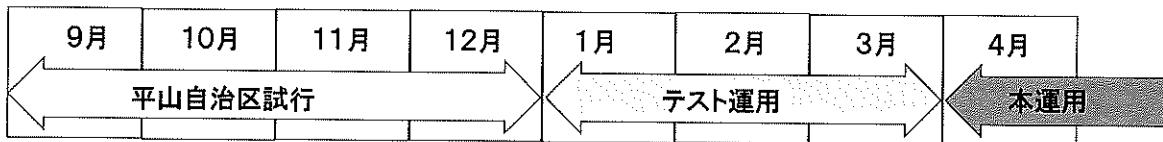


## 10 活動内容

- ①サービス会員の要望に対応した移動支援活動（隨時）
- ②会員による意見交換会（1回/月）
- ③カーシェアリング移動支援の会定期総会（1回/年）  
(令和7年3月30日に設立総会を実施)
- ④その他会員の要望による旅行会等の実施

## 11 当面のスケジュール

- ① 9月1日～12月31日
  - ・自治区所有車両でのテスト運用
  - ・支援利用者より預り金を利用する都度徴収（規定預かり金額に準ずる）
- ② 令和7年1月6日～3月31日
  - カーシェアリング協会車両を借りて仮運用
  - ・仮運用の費用は約50万円（40万円は市からの補助金を活用）
  - ・支援利用者より預り金を利用する都度徴収（規定預かり金額に準ずる）
  - ・自治区総会にて、本運用の承認を得る
- ③ 令和7年4月1日以降
  - ・本運行の開始
  - ・カーシェアリング協会より車両をリース
  - ・市より約18万円/年の補助金を受ける（現状3年間まで）



## 12 資金運用

### (収入)

- ①移動支援時の預かり金（5km以内1回500円）
- ②車両貸出料金（1時間200円+1km20円）
- ③市の補助金（15,000円/月）
- ④地元企業協賛金
- ⑤その他有志による寄付

### (支出)

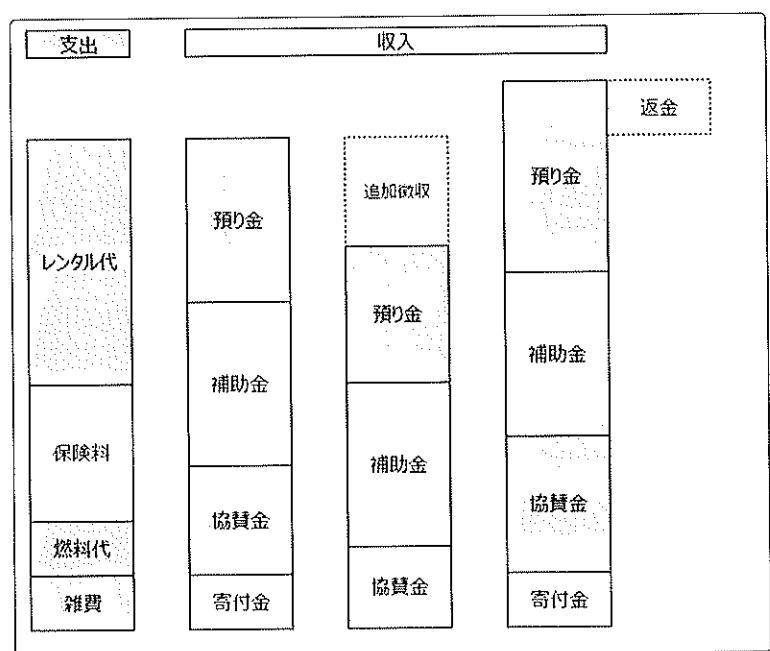
- ①車両リース料 約20,000円/月
- ②任意保険料 10,000円/月（水源町自治区実績）
- ③燃料代
- ④雑費

## 収支の精算

◇収支の精算は3月の年度末に実施

◇収支がゼロとなるように調整する

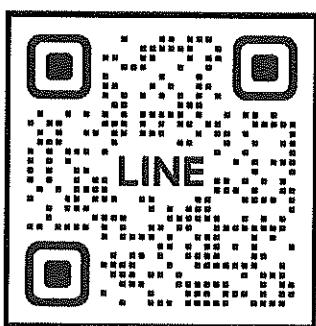
- ①収入が支出を上回った場合は  
利用回数に応じて利用者に返金
- ②収入が支出を下回った場合は  
利用回数に応じて利用者が追加負担



# 13 公式Lineの登録

## 公式Lineに登録方法(1)

①

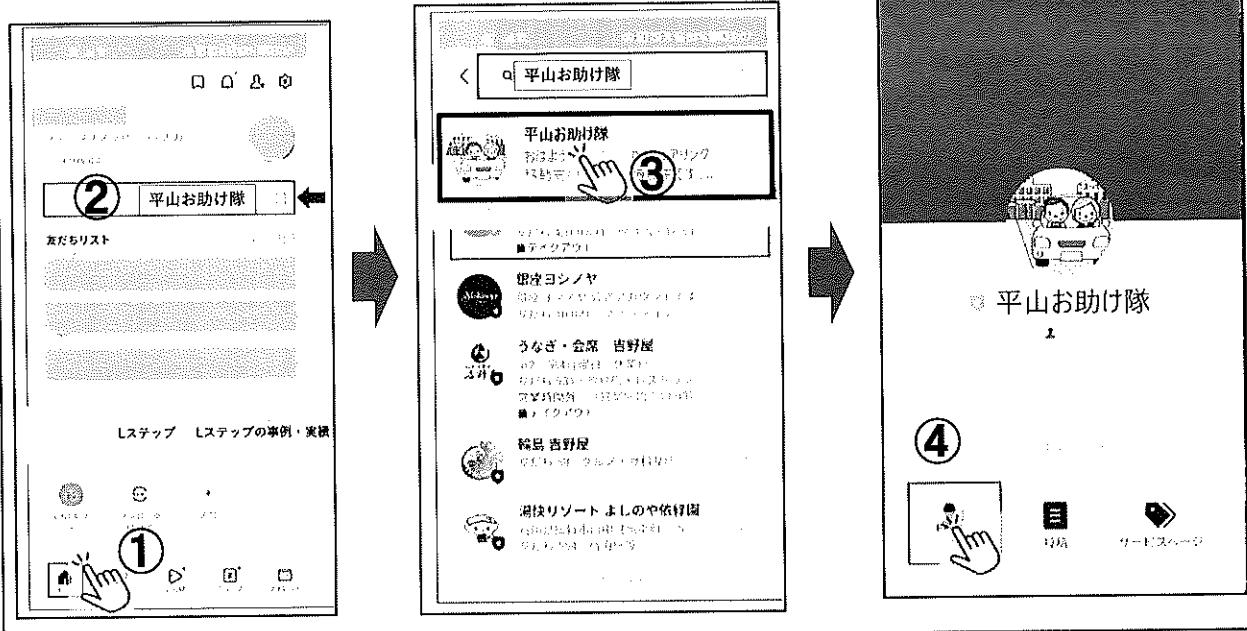


- ① ORコードを読み込、
- ② 又は、数値を入力

※スマホの取扱いに不安の方は  
自治区で主催のスマホ講座に申込下さい  
講師の方が丁寧に指導してくれます

② @894nkcrq

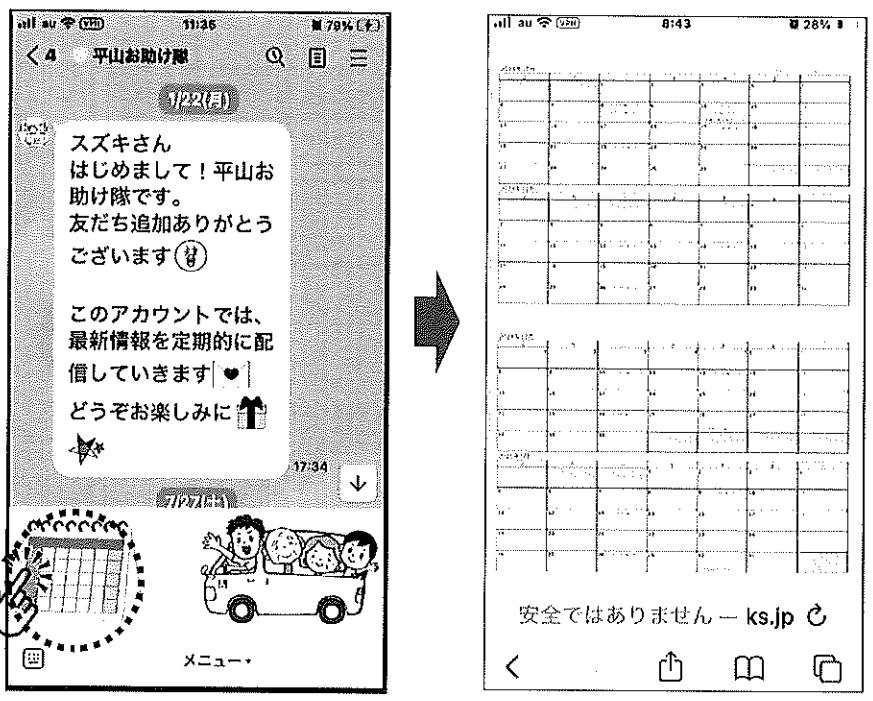
## 公式Lineに登録方法(2)



# 14 予約方法

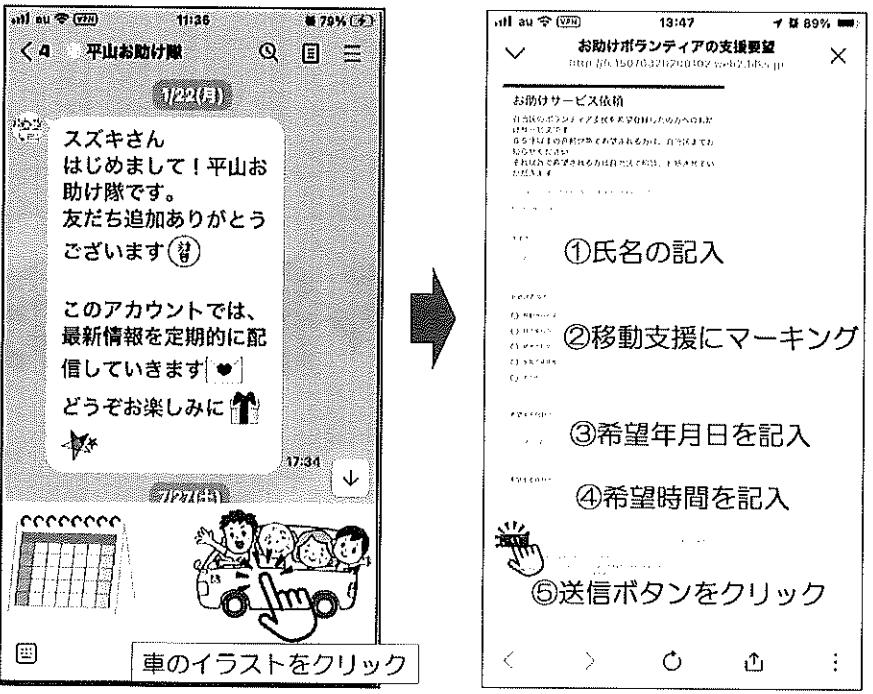
## Lineでの 予約表の確認

Lineの「平山お助け隊」画面の左下のカレンダーをクリックで右の表の予約表が開く  
予約表から、予約可否の確認を行う



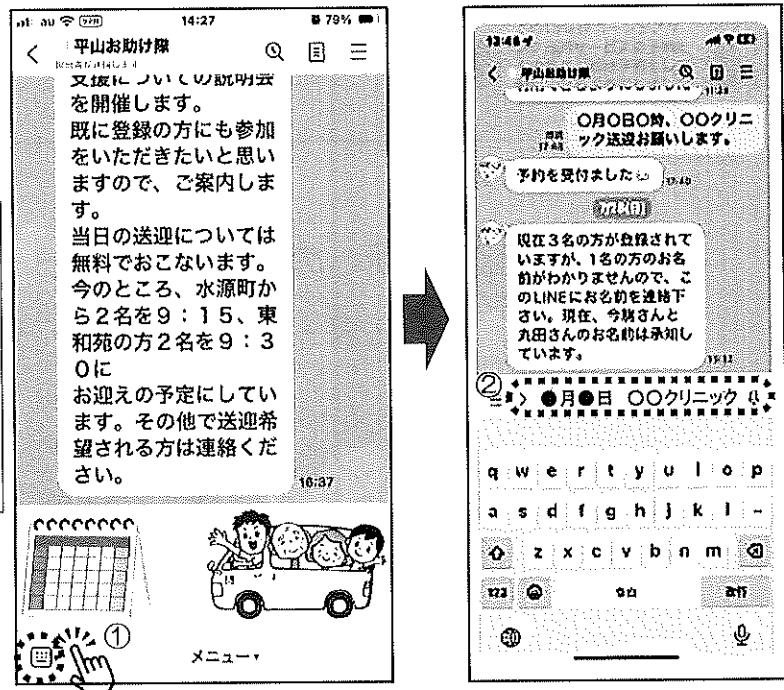
## Line予約方法 その①

Lineの「平山お助け隊」画面の右下の車イラストをクリックで右の予約画面が開く  
予約画面から  
①氏名記入  
②移動サービスにマーク  
③希望日を西暦で記入  
例) 2024/10/15  
④希望の時間を記入  
例) 10:30  
⑤送信ボタンをクリック

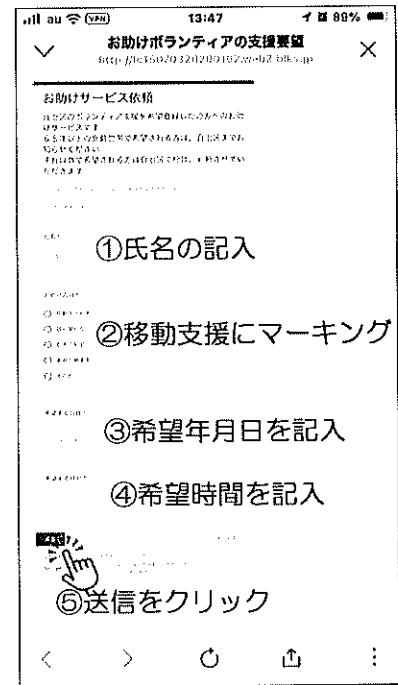
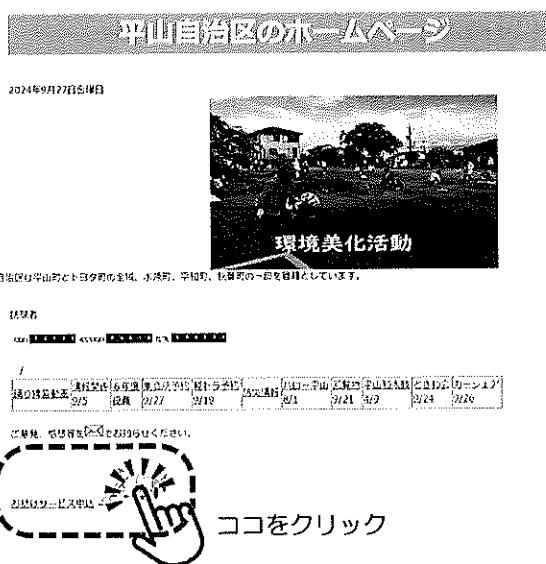


## Line予約方法 その②

Lineの「平山お助け隊」画面から  
 ①画面左下の小窓をクリック  
 ②コメント記入欄に  
 希望日時と行先を記入  
 氏名は送られてきた段階にて  
 把握できているので記入は不要



## ホームページからの予約



## その他の予約

◆平山自治区事務所への電話予約 28-4680

受付時間 ; (火・木・土) の9:00~12:00

◆電子メールからの予約 ([hira01@kyp.biglobe.ne.jp](mailto:hira01@kyp.biglobe.ne.jp))

## 15 カーシェア会規約 (案)

- 1条 名称 本会は「平山自治区、平和町自治区カーシェア会」と称します（以後カーシェア会と記す）  
2条 設立年月日 本会の設立は令和7年4月1日とする  
3条 目的 本会は移動において不自由な思いをされている高齢者の方々をお助けする事と活動を通じ、地域住民の繋がりの和を広げ、地域内におけるコミュニケーションの拡充を図るものである  
4条 活動内容 本会は、3条の目的を達成するために、以下の活動を行う  
①車の共同使用  
②外出支援活動  
③会員およびボランティアドライバーの親睦を深める活動  
5条 事務所 本会は、以下の住所に置く「愛知県豊田市平山町4-5-1」  
6条 会員 本会の会員は、3条に定める目的に賛同し、カーシェア会申込書により入会を申し込み、会長の承認を受けた個人とする  
2 会員は、退会届を提出することで、いつでも本会から退会できる  
ただし、既に利用時に徴収した預り金の返金はしない  
3 本会は、正当な理由がある場合には、定期総会又は臨時総会において、全会員の2/3以上の賛成を得る事により、会員の資格を喪失させることができる

7条 会の運営	<p>本会は、平山自治区と平和町自治区合同の独立した組織とし、会長、副会長、会計を置き、平山、平和町の両区長が監査役を務める</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 前項に定める役員以外の会員の役割については、会員間の協議によって決定する</li> <li>3 本会の活動内容、予算、決算、役員改選については、年間1回の定期総会により決定する</li> <li>4 課題が生じたときは、隨時、臨時総会を会長が招集し、協議を行う</li> <li>5 会員は、定期総会及び臨時総会において各々1個の議決権を有する 定期総会における決定は、本規定に別段の定めがある場合を除き、会員の過半数が出席した定期総会又は、臨時総会において、議決権の過半数によって行う可否同数のときは、会長が決定する</li> <li>6 本会の会計年度は、毎年3月末をもって決算し、定期総会にて報告する</li> </ol>
8条 共同使用	会員は、車を運転し使用する者も、運転の代行を依頼し使用する者も、本会が運営する車の共同使用者として、等しく社会的な責任を有するという理念に賛同する
9条 利用ルール	<p>本会の車の利用に関するルールは、定期総会又は臨時総会の決定によって「平山自治区、平和町自治区カーシェア会」として制定し、会員はそのルールに基づいて利用する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 利用ルールを変更する必要が生じた場合は、定期総会又は臨時総会の決定により変更内容を決定する。</li> </ol>

10条 活動経費	本会の活動に必要な経費は、会員が車両の利用頻度に応じて負担することを原則とする
	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 円滑に運営するために車の利用毎に「カーシェア会」で定めた金額を会員の中から会長が指定する者に預け、会計が「カーシェア会」名義の口座で管理する</li> <li>3 2項で預けられたお金が実際に要した経費に対して不足する場合や余剰金が発生する場合は会計が会員に対して、預けた金額の割合分に応じた形で精算する</li> <li>4 本会の活動に必要な経費の内、事故、故障及び盗難等の事情により生じた費用で、本会が付保している保険でカバーされない部分（免責金額及び保険の補償範囲外の経費等）については、ツアーリ用時及び外出支援利用時に生じた事情に起因するものは本会が負担するが、個人利用時に生じた事情に起因するものはこの限りにない</li> </ol>
11条 事故	万一の事故に備え、活動で使用する車は、自動車保険に加入する。実際に事故が起った際その時車を使用している会員は、法令上の義務の履行を含め適切な処置を行う事とする その場合における会員に対する補償は、加入する自動車保険の契約者が、その加入している自動車保険の補償限度額の範囲で行う。外出支援での事故の際は、運転代行を依頼している運転者の責任を問わないことはもとより、自動車保険の補償限度額を超えた一切の賠償を求めないこととする

**12条 財源管理**

本会の収入は、以下のように分類し管理するもととする

分担金	会員が利用割合に応じて負担する金額
助成金	自治体及び民間の財団などからの補助金・助成金
寄付金	個人・企業などからの寄付金
事業収入	本会で行う活動で得た収入
継越助成金	前年度から繰り越された助成金
継越金	前年度から繰り越された助成金以外のお金
その他収入	上記以外の収入

- 2 分担金・助成金・継越金以外の財源を使用する場合、役員会においてその使途と金額を決める事とする。ただし、決定後にその内容を速やかに全員に通知することとし、その通知に2週間以内に異論が出た場合は、決定内容は保留し、定期総会又は臨時総会で改めて協議する。使用しない場合は次年度に繰り越されることとする

**13条 運転代行**

会員は、運転代行者に外出支援する場合、運転代行者がプロのドライバーではなく会の趣旨に賛同する善意の地域住民であることを十分に理解し、運転手の都合を優先し、依頼する時間帯や待機時間等のマナーについて十分に配慮する事

**14条 利用できなかった時の賠償**

会員は、何らかの理由で予定していた通りの利用ができなかった場合においても「カーシェア会」に対して損害賠償を請求できないものとする

**15条 会則の変更**

本規約に変更が必要になった場合は、定期総会又は臨時総会の議決により決定するものとする。ただし、緊急の事由により変更が必要になった場合は、速やかに会長がこれを変更し、定期総会又は臨時総会の議決により事後的に会員の承認を得るものとする

附則 この規約は、令和7年4月1日から施行する